

令和2年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年7月16日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】ただいまより、令和 2 年度第 3 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願いいたします。

まず、事前にお送りをした資料ですが、資料 8 から資料 1 5 までの 6 件の資料と、「新宿区店舗等家賃減額助成の実施に係る申請情報等の入力等業務における報告内容の変更について」という 1 枚の資料、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」、こちらを事前にお送りさせていただきました。また、前回未審議になりました資料 6 「オンライン資格確認の導入に係るシステムの改修について」、資料 6 1 「オンラインの資格確認の導入等に係る特定個人情報保護評価（素案）のパブリック・コメントの実施結果について」、そして資料 1 1、ピンク色のファイルでございますけれども、「新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」は、前回と同じ資料となり、机上に配付させていただいております。

また、机上に差替え版を 3 点、お配りさせていただいております。まず、資料 1 3 の関係で参考 1 3 - 1、そして資料 1 4、資料 1 5 - 1、こちらの 3 点に修正がございました。大変申し訳ありません。差替えを本日机上へ置かせていただいております。それぞれの案件の際に、資料の確認を担当課長からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

つぎに、事務局から、5 月に開催いたしました第 1 回審議会でご了承をいただいております、産業振興課案件について報告をさせていただきたいと思っております。事前にお送りをいたしました資料の、「新宿区店舗等家賃減額助成の実施に係る申請情報等の入力等業務における報告内容の変更について」をご覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、第 1 回の当審議会でご報告し、ご了承をいただきました業務委託に関わる案件です。委託する業務の内容は、当該家賃減額助成事業に関わる申請情報の入力、支払いデータの作成、データ管理業務、また、助成決定通知の作成、出力、封入封緘の業務を、委託をすることになっておりました。変更の内容は、特命随契で契約を行おうとしていました業者との協議の中で、業務委託を予定していた申請情報の入力について、業者の執行体制の構築が難しいとの申し入れが業者からございました。構築するまで時間を要することが判明し、区直営で実施する方向に変更いたしました。業務委託で報告をした内容でございますが、それを取り下げ、区直営で実施するということのご報告でございます。

私からは以上でございます。

【会 長】 それでは、議題に入り審議を進めてまいります。

説明される方は、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足をお願いしたいと思います。今日は4時に終了しますので、その点も了解していただき、皆様にご協力いただきたいと思います。

まず、資料6「オンライン資格確認の導入に係るシステムの改修等について」であります。資料の確認をした上、説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】 それでは、説明させていただきます。医療保険年金課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、こちらの資料6、また資料6-1から3まででございます。それでは説明に入らせていただきます。

まず資料6をおめくりいただきまして、事業名です。「オンライン資格確認の導入」でございます。担当課は医療保健年金課でございます。

目的でございます。法律に基づき、令和3年3月から保健医療機関等において、オンライン資格確認が開始されるものでございます。必要なシステム改修・外部結合及び業務委託等を行うというものでございます。オンライン資格確認の導入の目的は、ここに記載のとおりでございます。

まず、失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金の削減であります。また、高齢受給者証等の限度額認定証などの窓口への持参が不要になるということ。また、3点目としまして、保険医療機関等の受付における事務処理の効率化。また、就職・転職、引越し等に伴う保険証の切替えを待たずに保険医療機関等での受信が可能になる、こういったことのために、導入するものでございます。

対象者はこちらに記載のとおり、新宿区国民健康保険被保険者及びその世帯員、元被保険者及びその世帯員でございます。

資料6-1をご覧くださいと思います。こちらはオンライン資格確認の概要について記載してございます。具体的にこのシステムが稼働するとどういった形で使えるのかということのご説明をいたします。まず被保険者の方が医療機関の窓口で個人番号カード、あるいは保険証を持参していただきます。今まで、医療機関の窓口では、その保険証の記載内容、有効期限、あるいはその人の資格については、保険証のみでしか分からなかったところでございます。今後は、マイナンバーカードあるいは保険証を窓口で各医療機関に用意されている端末で検索すると、その人の直近の正しい情報を照会し、その人のリアルタイムでの保険の状態、社会保険

から国保に切り替わっても、切り替わった瞬間に、その方の保険の資格確認が行えるようになるものでございます。もしも、もう使えない保険証をお持ちいただいた方でも、それは今は使えませんよということが医療機関の窓口で瞬時に分かります。これまでですと、とりあえずそのまま保険証で診療を受けて頂き、後で実は資格がなかったということが判明すると、返金処理や、無資格受給に伴う様々な事務手続が発生することがあるのですが、そういったことがなくなるというものでございます。

新宿区を含め各保険者は、あらかじめ支払基金・国保中央会が運営するシステムに、被保険者の資格情報を伝送いたします。様々なセキュリティ対策を講じますが、マイナンバーをもとに、保険医療機関等がオンラインによる資格確認の照会ができるように、システム構築をしていくというところでございます。正しい情報を、常に最新の情報を医療機関が把握できるということで、これまでの様々な問題が解決していくというものでございます。

続きまして、実際の情報の流れにつきまして資料6-2をご覧ください。資料6-2は、本日は審議会で報告する事項は全部で4件ございますが、そちらも含めて図示しておりますので、併せてご報告、説明したいと思います。まず、情報の流れということで、こちらの左側の保険者、新宿区から情報がどのように流れるかをご説明しながら進めていきたいと思っております。まず保険者である新宿区で、今持っている国民健康保険の事務処理システムであります国保標準システムに、個人単位の被保険者番号と資格情報、マイナンバーを持つこととなります。今回の報告の1つに、マイナンバーを含むこのシステムの改修、情報項目の追加というものがございます。情報項目の追加の内容につきましては、資料6-3にございます。今回このオンライン資格確認をするに当たり、新たに必要となる10件の情報項目が付加されることとなります。

資料6-2にお戻りいただきます。マイナンバーを含めて新宿区の持っている情報を審査支払機関であります国民健康保険連合会の集約システムに送ります。現在もこの処理はしていますが、今回のオンライン資格確認を行うに当たり、この委託契約の内容の変更がございました。こちらが今回の報告事項でございます。オンライン資格確認に必要な業務が、こちらの委託内容に加わるということでございます。こちらの支払機関（国保連合会）の国保情報集約システムに入ってから、ここで情報が新たに支払基金・国保中央会の医療機関向け中間サーバに転送されます。本日の報告事項の1つに、この緑色の部分ですが、こちらの外部結合が新たに加わることとなります。併せて、これまでは行っていなかった国民健康保険、国保連合会から支払基金・国保中央会への再委託も加わります。こちらについても報告事項ということになります。新たに今回の連携のために、マイナンバーの情報等が、支払基金・国保中央会に転送され

ることになります。ここでマイナンバーは機関別の符号番号に変換されます。この変更番号と後でご説明しますが、紐づけ番号とを合わせることに於いて、最終的に資格が確認できるということになり、直接マイナンバーを使わず、マイナンバーを別の番号に変換し、変換した番号と紐づけ番号の間で個人を特定するという仕組みになってございます。

変換処理後に、オンライン資格確認システムに、最終的にマイナンバーのない状態のオンライン資格確認等システム専用の情報として伝送され、ここに情報が集約され、全国の様々な医療機関からの情報を参照し、実際に個人の方が持っている被保険者番号、あるいはここにあるシリアル番号で、その方の正しい資格情報を取得できる仕組みになっているものでございます。大変複雑でマイナンバーを1回変換する作業があった上で、最終的に行うこととなります。こちらの図にはないのですが、これを利用するに当たっては、被保険者のほうで1回マイナポータルを通じて、今後マイナンバーを使わずに、そのマイナンバーカードにありますシリアル番号をもとに、その方の正しい資格情報を取得できるシステムの構築がなされるものでございます。資料6-2の説明は以上でございます。

資料6の4ページ目をお開きください。今ご説明した4点のことについて、ご説明をしているところでございます。ポイントだけを絞ってご説明をいたします。まず、今回のシステム改修につきまして、こちらの新規開発の4ページの真ん中でございますが、新規開発・追加・変更の内容として、こちら10件の新しい情報が追加されるということでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいませ。外部結合でございます。こちら結合の相手方は国民健康保険中央会で、これまで国保連合会との連携はしていましたが、そこから、さらに外部結合が加わるということでございます。こちらの情報保護対策として、5番にあります、システムの運用に当たってはユーザーID・パスワード認証に加え、顔認証による確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないといったシステム対策を行うものでございます。

6ページをご覧ください。こちらについては業務委託の変更の内容でございます。今回、これまでの委託に加え、オンライン資格確認に係る業務が、新しい業務として委託項目が増えるということでございます。こちら委託の時期が令和2年7月1日からとなっておりますが、まだ実施しておりません。審議会でのご了承後、直ちに委託契約を結ぶ準備を進めているところでございます。

7ページをご覧ください。情報保護対策です。こちらは先ほどと同様にシステム上の対策として、ユーザーID・パスワード認証と顔認証も加えての対策を行うということでございます。

続いての特記事項の説明は割愛させていただきまして、12ページの再委託のご報告内容でございます。再委託の内容でございますが、国保連合会が管理する国保情報集約システムと医療機関者等向け中間サーバからの情報連携、2番目として、医療保険者等向け中間サーバ及びオンライン資格確認等システムの運用管理について再委託するというものでございます。区が行う情報保護対策は委託と同一内容でございます。

次の13ページ、再受託事業者に行わせる情報保護対策、こちらも区の委託内容と同じ対策を行わせるというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】 それでは、事務局から情報セキュリティアドバイザーからの意見について説明をお願いします。

【区政情報課長】 アドバイザー意見一覧をご覧ください。

表の一番上でございます。アドバイザーからは必要となる対策は十分とられているものの、以下の内容について助言するというところで、個人番号利用事務については、ID・パスワードによる認証に加え、二要素認証とすることが望ましく、国のガイドラインなどを参考にして検討することという意見が出されました。それに対応した担当課ですが、個人番号を取り扱うパソコンについては、区イントラパソコンを利用し、ID・パスワードに加え顔認証も行うことで、二要素認証により、なりすまし防止対策を行うという対応を記載してございます。以上です。

【会 長】 私から1つ、質問があります。資料6-2の図、左から見ていくとマイナンバーという枠なのですが、3つありますよね。右の3つ目から機関別符号に変わるという話になっているのですが、これですとマイナンバーを使わないといけない理由が分からないのです。マイナンバーを使わないと、このシステムは動かないのでしょうか。ご説明ください。

【医療保険年金課長】 セキュリティを考えなければ、全てマイナンバーでマッチングさせることが一番簡単なのですが、セキュリティ上の問題がありますので、マイナンバーを今回、オンライン資格確認システムにしか分からない機関別符号番号に変換し、この変換したもの同士で実施するというを行います。利用者の方のマイナンバーを使って、これの紐づけ番号を一旦経由いたします。

【会 長】 私の聞いているのは、最初からマイナンバーを使わない方法はないのですかと聞いているのです。

【医療保険年金課長】 結局、マイナンバーは、唯一その方を特定できるためのキーになります。

マイナンバーに基づいて全ての番号が発行されることとなりますので、マイナンバーがないとの方が別の医療保険者に移動し、資格が変わったことをそれぞれの機関に、それぞれの持っているシステムと、マイナンバーを使って照合することとなりますので、マイナンバーをキーにして全ての情報が取り出せるように、今回システムが構築されているというものでございます。

【会長】新宿区の人が新宿区だけでなく、よその地方自治体等で使ったものを、どこかで番号を統一しないといけないので使うのか。新宿区だけであれば、別にマイナンバー、国全体のナンバーを使う必要はないわけですよね。新宿区には住基ナンバーもあるわけですから、そういう意味で聞いています。

【医療保険年金課長】新宿区の中だけであればその通りなのですが、引っ越しされたり、ほかに移動をしたり、様々生じます。医療保険のその方を特定する仕組みは、全国の自治体で共通した、その方を特定する番号を持って行う必要があります。その方が同一人物であったのか、あるいはその資格の引継ぎ、情報の引継ぎについても、全国規模で運用するということです。

【会長】私のほうの質問は今の程度でいいのですが、何かご質問かご意見はございますか。三雲委員。

【三雲委員】今のお話と関連するのですが、資料の6-1を見ると、個人番号カードを使って照会することもできるし、保険証を使って照会することもできるのですよね。要するに先ほどの会長がおっしゃったマイナンバーを本当に使わなくてはいけないのか分からないのです。この仕組みを見ると6-1の一番下の文章には、保険証券面によって、一定の情報確認をして、支払基金・国保中央会のオンラインシステムに対して、照会要求を送信するとなっています。ここから先は全部同じ流れなのですね。どうしてこれが可能になってくるかということ、恐らく6-2の支払基金・国保中央会の医療保険者等向け中間サーバの一番下を見ると、被保険者の資格履歴を個人単位で一元的に管理とあり、これがあるので古い保険証を持ってきても、履歴があるのでそこで確認して、今の保険証を呼び出して、どの保険を使うということを決定できるのだと思います。そうすると、恐らくこれはマイナンバーがあろうとなかろうと、保険証があればできる仕組みを多分構築しているのだと思うのです。これに加えてなぜマイナンバーが必要かということが、先ほどの会長の質問につながることになるわけですが、ここを説明していただきたいのです。よろしいでしょうか。

【医療保険年金課長】 実際に保険証が窓口に来た段階では、その保険証が使えない情報であるのか、その方は分からない場合が多いと思いますが、医療機関では、診療費をいただかなければ

ればいけない。保険証が有効であれば、結局保険証番号が登録されている国保であれば、問題なく処理できますが、保険証の資格が切れているということであれば、今はないですよという情報が入ってくるので、使えませんが、保険証の券面には過去の履歴を持つという考え方ではないですが、マイナンバーがあればそういうことに関係なく、どこの自治体においても正しい状態が、マイナンバーの情報があちらには行きます。このあたりが一体化されてくるとそういったこともなくなるようになります。今ですと、保険証をお持ちいただいて、もしも資格が落ちていけば、使えませんがという状態が返ってくるだけとなります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、この中間サーバには資格履歴を個人単位で、資格が情報として残っているのです。資格情報として照会すればいいだけの話で、わざわざマイナンバーという形で使う理由は特になさそうな気がするのです。これは国のお考えがあつてのことだと思つて、区のほうでこれを言つてもしょうがないのですが、私自身はそのように思つています。

もう1点、このマイナンバーを扱う一方で、今回伝送は専用回線です。専用回線については、毎回審議されていますが、これは物理的な意味での専用回線なのか、あるいは暗号化されたという意味での専用回線なのかにより、安全の度合いが違ってきます。そもそもマイナンバーを使う代わりに、LGWAN回線を使うことが多いと思つています。その場合民間の事業者へ委託する場合、LGWAN-ASP事業者による対応をしていただくはずなのですが、なぜ国保連合会だとか国保中央会の場合には、そういったことをしないのか、教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】まず回線ですが、いわゆるVPN、バーチャル・プライベート・ネットワークということになります。そういう意味では高度なセキュリティを担保しながら、専用線として運用するという形の意味での専用線、これが正しい表現になると思つています。

ネットワークでございますが、LGWANではなく、今回、国保連合会との間では、保険者ネットワークといわれる、このために構築された別のネットワークの中で行われることとなります。今回、再委託の改修につきましては、マイナンバーネットワークというものが構築され、そちらのほうを使つて行きます。LGWANと違うものですが、同等のセキュリティを持って、ある意味インターネットよりクローズドのネットワークの中で行われ、セキュリティを担保していこうという考え方で、国の接続設計がされているというところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】おっしゃることは大体分かりました。これは事務局のほうにも質問なのですが、

L G W A N というものを構築して、所持している情報をセキュアな形でやりとりしようという仕組みをつくったにもかかわらず、こういった形で、また違うところで別の仕組みをつくり、しかもそれが V P N に繋がっているということになってくると、L G W A N の意味は一体どこにあるのだろうということになります。このあたりについて聞きたいと思います。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のとおり、様々な回線が今後増えてくると予想されますので、区として、どのような回線をつないだらいいのか、あるいはその際の対策について、研究していきたい思っております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】どんどん世の中が複雑化してくると、もっといろいろな専用回線が生まれてしまって、L G W A N 回線は実際にはあまり使われないということになってくると、区の事務としても非常に煩雑になってきますし、個人情報保護の対策としても非常に難しいものになってくると思います。この辺については、区だけではうまくいかないこともあるのかもしれませんが、しっかりと気を配っていただきたいと思います。

【会 長】では、ご意見ということで。ほかにご質問かご意見はございますか。

それではほかにご意見がないようでしたら、報告事項4件まとめて了承ということによろしゅうございますか。それでは、本件は了承することといたします。

次に、資料61「オンライン資格確認の導入等に係る特定個人情報保護評価書（素案）のパブリック・コメントの実施結果について」であります。

それでは、資料確認の上、ご説明願います。

【医療保険年金課長】引き続きご説明いたします。資料でございますが、資料61、資料61-1と2でございます。

資料61をめぐっていただきます。事業名でございますが、オンライン資格確認の導入等に伴う特定個人情報保護評価、全項目評価ということでございます。国民健康保険での業務に關しまして、特定個人情報保護評価をしているところでございますが、今回その内容の変更に伴い、パブリック・コメントを実施させていただいたものでございます。本来、審議会に、事前の段階でご報告するということなのですが、審議日程の関係で、ご報告できなかった内容です。

先ほどご説明いたしましたオンライン資格確認のシステムを稼働するに当たり必要となる業務委託や、再委託の内容はマイナンバーを伴うものでございます。重要な変更に関し、改めて変更内容を反映したパブリック・コメントを行ったということでございます。

実施いたしましたパブリック・コメントでの意見は0件でございました。パブリック・コメ

ントが、ちょうどコロナ禍の中で実施となったこともあるのですが、0件でした。その後、本審議会に提出する前に、有識者の外部者による、第三者点検を実施してございます。こちら第三者点検では観点が82点ございまして、指摘事項15件、修正17か所を反映したものが、資料61-2となります。第三者点検の指摘事項等について、一覧としてまとめたものが資料61-1となります。資料61-2、非常に分厚い資料でございますが、こちらの141ページのところにある内容で、ユーザー認証の管理についてご指摘がございました。生体認証(顔認証)等のパスワードについての二要素認証をやるべきという指摘については、情報セキュリティアドバイザーからのご指摘も受けており、現状に合わせて評価書に記載を行いました。資料61-2の2ページ目でございます。こちらは、評価書の146ページのところになります。委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定で、記載の内容に、こちらに書き加えているわけですが、令和元年の12月に改定された個人情報保護委員会が発行する「特定個人情報の適正な取扱い」というガイドラインで、新たに示されており、それと整合性をとるようというご指摘がございました。ガイドラインに合わせ修正したものでございます。以下、こちらの2ページ目の1、2、3にも同様に、改定されたガイドラインに合わせて記載内容を修正いたしました。

その他につきましては、3ページ目以降でございます。誤字・脱字とか文言の統一等のご指摘でございまして、指摘のとおり修正したというものです。

今後の予定でございます。資料61に戻っていただきまして、2ページ目の今後の予定でございます。こちら「7月上旬」と書いてあるのですが、本審議会のご報告が終わっておりませんでしたので、これは止めてございます、今の予定ですと7月25日に提出予定で準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

【会長】ご質問かご意見ございますか。本件は報告のとおり了承することでよろしいでしょうか。それでは、本件は了承ということにいたします。

次に、資料8「国民健康保険事務センター業務の委託について」です。

それでは資料を説明した上で、ご説明をお願いします。

【医療保険年金課長】引き続きご説明いたします。こちら資料8、資料8-1、8-2でございます。

それでは、資料8、2ページをご覧ください。こちら事業名は国民健康保険の事業でございます。担当課は医療保険年金課でございます。

目的でございます。国民健康保険事務の一部となります申請書類の入力作業などの事務作業や、国民健康保険の資格に関する電話の問合せ対応等を委託することで、業務経験や事務スキルが必要な常勤職員でなければ実施できない資格の認定・喪失業務の詳細調査、あるいは滞納処分の調査や納付相談等の業務の充実を図るというものでございます。簡単に申しますと、正規職員にしかできない業務について正規職員に注力をさせ、それ以外の正規職員でなくてもできる部分の業務を切り分けて、その部分を外部委託することで、区民サービスの向上を目指していくというものでございます。

次に対象者でございます。こちら新宿区国民健康保険被保険者または元被保険者及びその世帯主でございます。

事業の内容でございます。現在、国民健康保険に係る業務については、申請数が毎年増加していることに加え、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入に伴う臨時職員の廃止を受け、これまでは臨時職員が担っていた業務を、今は正規職員あるいは会計年度任用職員等が対応していますが、恒常的に事務量が増加しているというところでございます。

一方で、新宿区の大きな課題ですが、国民健康保険の収納率の向上のためには、常勤職員でなければ、なかなかできない業務、事務スキルが必要な資格の認定・喪失の調査等、あるいは滞納処分に係る調査、収納相談等を強化する必要がございます。今回、人員を増やしていくというのはなかなか難しいところもございますので、課題の解決のために、事務処理の適正化を図り、区民サービスのさらなる向上につなげるため、効率的かつ正確に事務処理を行うことができる事業者には、業務を委託して実施するというものでございます。

なお、委託先の事業者が業務を行う場所は、医療保健年金課内の専用のスペースでございます。こちらはパーティションで区画を切って、完全個室ではないのですが、ほぼ個室の形をつくり、そちらで運営する予定でございます。

どういった事務を、業務内容とするかということについては、資料8-1でご説明したいと思います。大きく2つの業務ということになります。まずは、事務処理の部分でございます。現在、紙媒体により、区民から国民健康保険に関する変更など様々な申請書類の提出がございます。こちらについては今、窓口で受理し、受理した後に、審査やシステム入力をしていくということで業務を回しております。まず、窓口で受けたもののうち業務委託に回せる事務につきまして、取りまとめて事務センターと呼んでいますが、こちらに⑤書類を引き渡します。仕様に基づき、⑥その申請書の内容のシステムへの情報入力をします。

業務システム入力後、アウトプットとして⑦、例えば被保険者証ですとか、限度額適用認定

証等の紙が出力されてきます。こういった出力された紙を取りまとめて事務センターから医療保健年金課の職員に引き渡されるということでございます。

こちらの⑦の下の吹き出しに職員による印刷物の検査というものが含まれていますが、この検査は事務センターを出た後に行うものでございます。これは中に書いてあるので紛らわしいので、誤解を生じてしまいますが、外に出てから職員による検査が行われるというものでございます。最終的に出てきた成果物について、職員のほうで最終審査決定をした後に、出力物の区民等への交付、保険証の引渡しなどの処理を行うというのが、1つ目の大きな流れでございます。

もう1点はその下にある区民からの電話の問合せでございます。電話のお問合せは、最初に外部からの問合せが、今回の事務センターの電話に着電いたします。多くの場合は、被保険者の方の個別の内容についての問合せが多く、氏名等の個人情報、保険者番号等をお聞きして、その方の情報にアクセスしながら、問合せに対応をしております。一般的、定例的なものであればその場で処理しますが、定例的ではない場合は、その電話を職員に転送するという形で引き継ぎ対応していくというものでございます。

これを行うことで、ある程度定例的、画一的なよくある質問、定例的なものにつきましては、こちらの事務センターの電話対応で処理することで、これまで担っていた職員の負担を軽減して、軽減分の人員を資格の適正化や、滞納処分的人员に転換していくことで、課題解決に結びつけていこうというものでございます。今回、取り扱う情報項目でございますが、それを資料8-2に列挙してございます。基本的に、国民健康保険の業務に使う情報全てということになります。

それでは資料8にお戻りください。3ページの、委託先でございます。こちらにつきましては現段階では未定でございます。初年度は、最初の事務分析も含め業務委託を、プロポーザルで決定する予定でございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目については、個人の範囲を国民健康保険被保険者の方ということで、情報項目は、先ほどの資料8-2でお示ししたとおりでございます。情報の媒体は、紙及び電磁的媒体ということでございます。委託理由については、先ほどご説明したとおりでございます。委託に当たり区が行う情報保護対策ですが、委託事業者の作業場所を、区役所本庁舎4階の指定した場所に限定し、入庁時、委託事業者の携帯電話やカメラ等の電子機器を指定のロッカーに入れて施錠すること、また、委託業者の入退庁管理及びロッカーの鍵管理は区職員が行うなどの対策を講じてまいります。

続きまして4ページをご覧ください。受託事業者に行わせる情報保護対策についてです。システム上の対策としては、業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により、作業コンピュータの利用認証を行わせます。先ほどの資料8-1にも載せていたのですが、今回は業務委託専用のパソコンで、区のネットワークと切り離された形で、国保システムが利用できるシステムのネットワークを構築し、独立した形で業務を行わせます。区のほかの情報へのアクセスが一切できない対策をとり、業務委託をする予定でございます。説明は以上でございます。

【会 長】区民が窓口に来てか、郵送なのかもしれませんが、申請書等を提出するというのは、どのような申請が多いのですか。

【医療保険年金課長】定例的なものは、その方が新宿区に転入してきたときの、転入と併せて行う国民健康保険の資格の手続や、お子さんが生まれたときの住民記録への届けと同時に国民健康保険の届出があります。また、社会保険から国民健康保険に切り替わったときの手続や、減免の手続等ですね。所得が低い方については、減免の仕組みもありますので、そういった申請となります。

【会 長】ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。木もと委員。

【木もと委員】木もとです。実質の1日当たりの人数を、どれくらいと想定をしているのですか。また、専用スペースがパーティションということですが、入退室管理をもう少し具体的にどのように行うのかご説明ください。専用スペース外への情報資産の持出しの禁止と言われますが、そのチェックをどのように担保するのか。その3点教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】1日あたりの件数でございますが、これはシーズンによって大きく違います。手元に正確な数字を持ってきていないのですが、大体、ピーク時の多い時で、1日400件程度です。今年は新型コロナのため、留学生の方が少ないので、そこまでいっていませんが、概ね400件ほどの来庁があります。1人の方で複数の申請もありますので、件数としては、それ以上のものということになります。平常時、何も無いときでしたら大体100件前後の手続となります。併せて特別出張所で申請を受けておりますので、そういった情報についても当課に送られてきますので、それらを併せて業務処理をするということになります。

次に入退室管理についてです。個別の部屋を設けられるのが理想なのですが、現在の庁内事情で、そこまではできませんので、パーティションで区画を切って、中が見えないくらいの程度での実施となります。そういう意味では、入退室の施錠管理ができないところからスタート

となります。今後、これが拡大した場合、個室の用意を検討する必要もあろうかと思いますが、当初、規模としては、5名程度の規模ですので、今のところパーティションという形で進めていこうと考えております。

【木もと委員】 帳票、情報資産の持出しのときのチェックの担保は、要は退出時にしっかりチェックをするという感じなのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 必ず情報を受け渡すときに確認し、出力時も数を確認し、紛失がないということを担保します。

また、コピーや複写等を禁止するとともに、業務委託では、必ずそこに管理者を置きます。4名の作業を1名の管理者が見るという形で運営していく中で、総合的にセキュリティを担保していくという形で進めているところでございます。

【会 長】 木もと委員。

【木もと委員】 分かりました。パーティションというところは、ちょっと不安が残るような気がします。そういう部分も含めてしっかり何らかの形で行っていただければと思います。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問やご意見はございますか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】 事務センターの場所が4階ということですが、こういったケースだと例えばカメラで録画というのも、やりやすいのではないかと考えます。外部に作業場所があるとなかなか難しいのですが、録画しておいたほうが情報流出したときも、また抑止力としても使える気がするのです。このあたりのことはいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 来年からというのは難しいですが、今後の調査検討課題にしていければと思います。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 今の件はぜひ検討いただきたいと思っています。やはり、どのように情報がなくなったかとか、トラブルが起きたというのは、追えなくなります。そもそも撮っているという話になると、多分問題点も起きづらくなると思っていますので、ぜひ入れていただきたいと思っています。事務局としてはカメラの設置は問題があるとお考えですか。

【会 長】 事務局、お答えをお願いします。

【区政情報課長】 区役所の庁舎内の防犯カメラの設置においては要綱がございます。要綱に基づいて設置をしているところでございます。利用者のプライバシーというのもございますが、

防犯的な観点での設置が必要であれば置くのが一般的な考えであると思うのですが、業務委託の管理監督上の視点で置くというところについては、これまでの方針の考え方から少し異なるのかなという印象を持っています。その必要性については、十分検討をした上でということになるかと思えます。

【会 長】伊藤委員、どうぞ。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。要綱があつて、それに照らしてという話もあると思うのですが、業務委託こそやりやすく、ハレーションが起きづらいし、効果が見込めると思えます。安いカメラで、保存期間はそれほど長くなくてもいいと思えます。ネットに、もちろん繋がってなくてもいいと思うのです。それほどコストもかからないと思うので、今後、検討いただければいいと思っています。以上です。

【会 長】ほかにご質問、ご意見はありますか。越智委員。

【越智委員】越智です。今、伊藤委員がおっしゃったように、カメラのことは、相当抑止力があります。何かどこかへ持っていこうという、そういう意思を持っている人を入退室だけで管理するのは難しい部分もあるのかなと思います。やはりカメラがあるとやっている行動自体はチェックできますので、そういった意味では、かなり抑止効果は大きいと思えます。

当然人件費削減ということで、外部委託になっているわけですが、1つの考え方としては、この事務センターの中に管理者でないとしても、職員の方が1人そこに入るのか入らないのか、もしくは、時々単純に立ち入りますという姿勢ではなくて、一緒にここで職員の方が1人、業務をすることも、漏洩の抑止になります。ご参考にいただければと思います。以上です。

【会 長】今のご発言はご意見だと思いますが、ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】今回、かなり幅広い事務項目を取り扱わせるような形になることは分かりました。

申請書関係の入力・出力は定型なことだと思うのですが、問合せがあったとき、当然、氏名等から始まって、国民健康保険事務処理標準システムを使って、個人情報を確認して、応答していくということになります。そうすると、財産情報などセンシティブな情報をどのように閲覧させるかは、非常に大事なことだと思うのです。実際にその問合せがあった内容と、全く関係がないにもかかわらず、センシティブな情報を閲覧していたといったようなことがあったりすると困ったことになります。私も経験があるのですが、知り合いの方の訴訟の記録を見てしまったとか、相談に来た方が、知り合い同士で訴訟をする。自分の知り合いの方のセンシティブな情報を知るといことは、多分ここに入ってこられる方にも起こり得ると思うのです。

問合せの内容と、きっちり合致をして、最低限必要な情報の参照しかしていないということ、どのように確保していくのかということも、大事なポイントになってくると思うのです。それは問合せ内容をきちんと記録をするということと、その問合せを受けて、どのような情報をこのシステムから取り出して見たのかということが、全部記録化されることが大事になってくると思うのです。そのあたりはどのような対応になるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 問合せの内容を記録していくということまではあるのですが、実際システムのその完璧な切り分け、見せる、見せないというのは、標準システムという共通のシステムを使っており、大きなくくりでしかできず、非常に課題のあるところがございます。

ただ、システムログ、どこに何を入手し、誰が見たかの全て記録は残っていますので、そういったものを定期的に、サンプリング調査になりますが実施してまいります。この業務から抽出調査することを十分アナウンスし、対応していければと考えているところでございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 これはぜひお願いします。また、先ほど、事務分析を業者で行い、事業を進めていくという話がありました。事務分析を進めていく中で、実際、この情報項目に書かれている情報のうち、どこまでは必要とし、どこから先になってくると込み入った相談になってくるのか。ここから先は見なくてもいいというものがあると思うのです。年度が進むごとに絞り込みを行うことが必要になると思うのです。そのあたりはいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明をお願いします。

【医療保険年金課長】 協議はすることになりますが、なかなかお客様によっては、主訴がよく分からない場合もあり、聞きながら分かっていくというケースもあります。完璧なことは難しいですが、多くの問合せは定型化している部分もありますので、基本的には定型的なものをしっかりやっていただき、込み入った内容については、職員につないでいただくのが、実際、現実的だと思います。そういった中で、マニュアルを強化しながら、運用していければと思っています。

【会 長】 よろしいですか。今の話ですが、電話の問合せと理解しています。電話で答える内容が、一般的なものかどうかというのは、この情報項目で限定はできないのですか。情報項目のうちのナンバー1から50までとしますと、1から30までは、電話での回答がオーケーで、31以降は電話での回答はさせないなど。回答者、電話受けをする人に、この情報項目全部が見られる状態にあるのですか。

【医療保険年金課長】この情報項目の制限につきましては、画面単位での制限ができますので、本当にもうそういった込み入った内容しかないような画面については、アクセスできないようにするという事は現実的に実施していこうと思っておりますが、画面単位の中での質問以外の情報については、どうしても画面全体で見えてしまいます。そのあたりは研修の徹底や、先ほど申しあげましたような対策を十分併用して実施していくというのが現実的なところと認識しているところでございます。

【会 長】電話の回答者はこの項目全部が見える状態にあるということですね。今、それを制限する方法もあるのですか。

【医療保険年金課長】今のところ事務分析をする中で、どこまで見せるかについては確定しています。ここに出ている情報項目の多くは、国民健康保険という事務に必要なレベルのもので、生活保護の情報などは、当然見ることはできません。ただ、DVの情報などは、逆にそれが分からないと事務を行ううえで困るものもあります。

事務の最終的な詳細を決めていく中で、最小限の情報のアクセスでできるように、事務を構築していきたいと考えているところでございます。

【会 長】私が聞いているのは事務センターの人が、電話で回答をするときのことを聞いているつもりだったのです。区の職員がこの情報項目全部を見ている分には、それは仕事上で必要な場合もあると思います。本人確認さえすれば、他人の情報だって任せてもいいとは思いますが、事務センターの方はこの情報項目を全部見られるのですか。

【医療保険年金課長】今のところ全部見られることを想定しています。基本的には、ここにある情報は、国民健康保険の事務には必要な情報です。現状ではこの中で見せなくてもいいものがあれば、そこは見られないようにするという対策は、今後できる限りやっていきたいと思っています。

【会 長】オペレーターは、一般的な内容だけ答えることになっていけば、滞納情報などは、要らないではないですか。何でそれが要るのですか。

【医療保険年金課長】問合せの方が滞納のことを言っていた場合は、職員に伝えることにはなりますが、滞納があるかどうかというのは仕事上必要ですので、最初の初期画面から分かってしまう部分にはなります。そのあたりを完全に、オペレーターに対して見せないというのは、事務上の支障もあり、これは非常に悩ましいところでもあります。運用としてはそういった込み入った内容に触れるような深い情報の画面まで展開させないうちに、職員につないでいただくというのが原則ではございます。

【会 長】一般的な内容だけ答えるだけなのだから、一般的な内容だけに絞ればいいではないですか。個人の特殊情報を全部このオペレーターには見られないようにしたらどうですか。

【医療保険年金課長】現実にはそれをやるとすると、オペレーター向けの専用システムを構築するという必要性が出てきます。今のところ、そこまではできませんので、今あるシステムの中で、できるだけほかの様々なものとセキュリティ的には担保しながら、運用していきたいと考えているところでございます。

【会 長】前向きに検討できないのですか。この項目は、オペレーターが見る画面の中に表示されないなど、何らかの発言をいただけませんか。

【区政情報課長】一般的な内容なのですが、個人の、例えば今、保険料を幾ら納めていますかとか、あるいは今、自分の所得がこれくらいなのだけれども、幾らになりますかというような個人に沿った質問を想定しております。担当課長からは、問合せ内容を絞り込んでというようなお話もございましたので、委託する内容については、例えばどこまでの問合せに応じるかというようなことを、引き続き検討させていただければとは思っております。

【会 長】オペレーターに見せる情報項目を限定することについて、検討はできないのですか。

【医療保険年金課長】できるだけそちらのほうで、検討していきたいと思います。先ほども言いましたように画面単位でしかできませんので、この画面は見せられないということで防ぐことはできます。最終的に、この情報にはアクセスできないというものは確定していきます。極力オペレーターの方が、そもそもアクセスできない体制をつくっていきたいと思っております。

【会 長】私は画面全部を見せるなど言っているのではなくて、ここに書いてある資料8-2の情報項目のうち、オペレーターに見せないでもいい情報があるでしょうということを言っているだけなのです。余計な個人情報を見せないというのが、一番の基本でしょう。

【医療保険年金課長】基本的に見せなくていいものは見せないようにしていきたいと思っております。

【会 長】一般的な内容しか答えないということになっているから提言したのです。滞納情報など関係ないではないですか。

【医療保険年金課長】分かりました。技術的にどこまでできるか、最終的にここは見せないというものまで検討したいと思います。

【会 長】では、そういう条件で。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、業務委託ですから、報告事項ということで、了承ということにいたします。

が、よろしゅうございますか。では、本件は条件つきで了承いたします。

次は、資料12「ふるさと納税サイトサービスの導入に係る外部結合等について」です。説明者は資料確認の上、ご説明ください。

【総務課長】総務課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料12を使いまして、ご説明をさせていただきます。件名が「ふるさと納税サイトサービスの導入に係る外部結合等について」です。資料12、ホチキスどめのものです。カラー刷りで資料12-1、流れ図でございます。それから、ふるさと納税「ふるさとチョイス」の利用規約、参考資料12-1でございます。同じくふるさと納税「ふるさとチョイス」のプライバシーポリシー、参考12-2、以上がお配りしている資料でございます。

資料に基づきましてご説明をさせていただきます。件名は先ほど申し上げたとおりでございます。条例の根拠でございますが、条例第17条第1項第4号に基づく外部結合につきましての諮問及び、第14条第1項に基づきます業務委託についての報告でございます。

それでは、資料12の2ページをお開きください。事業の概要について簡単にご説明をいたします。事業名は、ふるさと納税サイトサービスの導入について、担当課は総務課、目的は新宿区へのふるさと納税について、新たな受入れ手段であるふるさと納税サイトサービスを導入することにより、寄附者の寄附機会の拡充と利便性の向上を図るというものでございます。対象者は、ふるさと納税寄附者でございます。事業内容、1の概要でございます。令和2年6月から新宿区におきましては、新型コロナウイルス感染症対策寄附金を新たに創設したところでございますが、寄附者の寄附機会の拡充と利便性の向上は従来からの課題でございました。このたび新型コロナウイルス感染症対策寄附金の創設を契機に、ふるさと納税サイトサービスを導入することによりまして、積極的に進めていきたいといったものでございます。

(1)の寄附者の寄附機会の拡充及び利便性の向上については記載のとおりでございます。ちなみに寄附者の納付方法でございますが、マルチペイメント決済と書いてございますが、具体的にはクレジット決済ですとか、ドコモ、softbank、auなど携帯キャリア決済などでございます。(2)業務効率の向上でございますけれども、ふるさと納税サイトサービスを活用した寄附では、区の職員が従来行っていた納付書の作成及び発送業務がなくなるなど、業務効率の向上が見込まれるものでございます。

2の利用するふるさと納税サイトでございますけれども、株式会社トラストバンクが運営します「ふるさとチョイス」でございます。こちら記載のとおり、このトラストバンクはプライバシーマークの取得済の会社でございます。この会社は2012年からこのサイトを運営して

ございまして、記載のとおりでございますが、業界最大手の実績豊富な企業であり、様々なノウハウを保有しているといったところでございます。

それから、3の寄附件数の見込みでございますけれども、約70件と記載してございますが、この根拠につきましては昨年度の区内受入れ、寄附の実績からこういった件数を見込んでいるものでございます。

続きまして、個人情報の流れにつきまして、資料12-1を使いましてご説明をしたいと思います。まず、赤字で大きな太枠で囲まれたところでございますけれども、この流れが、区が利用する「ふるさとチョイス」における情報の流れを図にしたものでございます。右側のほうに赤い吹き出し、白抜きのところ、吹き出しがございます。こちらのほうはあえて書かせていただいておりますが、既に確立された仕組みとして構築、運用されており、区としましては「ふるさとチョイス」の情報保護対策を確認して、このサービスを利用するものでございます。

赤字の太枠の中を、ご説明をさせていただきます。まず、左上の記載にあります、会員登録をした寄附者が、インターネットにより「ふるさとチョイス」のサイトにアクセスし、寄附の申込みをした場合に、申込み情報がふるさとチョイスのサイトに伝送されます。申込み情報は、左のほうに、※2の記載のとおり10項目でございます。なお、性別、生年月日はワンストップ特例を希望される場合のみとなっております。これはワンストップ特例制度を利用する場合は、寄附した自治体にこの申請書を送付することになります。このサイトでは申請書の作成ツールが利用できるのですが、これを利用するために性別、年月日の情報が入ることになります。

支払方法は携帯キャリア等決済の場合とクレジット決済のどちらかを選択することになります。支払方法の選択の下の図に、それぞれの情報の流れを記載しております。携帯キャリア等の決済の場合は※3の決済情報のみの情報のやりとりでございますが、クレジット決済の場合は、クレジットカードの有効期限や、利用限度額の確認など、各クレジット会社への与信照会が行われ、寄附の代理の業務についてスルガカード株式会社に業務委託を行っております。

なお、クレジットカード情報はスルガカード側のみに伝送されまして、ふるさと納税サイトには記録をされません。また、スルガカードとクレジット会社間の情報はPCI DSS、これは※6に記載してございますけれども、クレジット業界の国際的セキュリティ基準でございますPCI DSSに準拠した専用回線で伝送されるものでございます。

こうしたふるさと納税サイトのサービスを区が利用することになりますが、区はLGWAN回線を利用しまして、ふるさと納税サイトの寄附管理機能から寄附者の申込み情報及び決済情

報を確認またはダウンロードをすることができます。また、ふるさと納税サイトからの情報は、HTTPSによりまして暗号化されており、情報セキュリティ上の安全対策がなされているものでございます。最後の説明でございますけれども、資料の右下にトラストバンク及びスルガカードにおける情報保護対策の項目を記載しております。ファイアウォールの設置を初め様々な情報保護対策が講じられております。こちらの資料のご説明は以上でございます。

資料12の資料に戻っていただきまして、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。諮問事項の件名、「ふるさと納税サイトサービスの導入に係る外部結合について」でございます。保有課、それから登録業務の名称、結合される情報項目、これについては先ほど説明しましたが、記載のとおりとなっております。結合の相手方でございますけれども、ふるさと納税サイトサービス運営事業者、トラストバンク株式会社でございます。こちらの運営事業者は、LGWAN-ASPサービス認定事業者でもあり、またプライバシーマークを取得している会社でございます。

結合する理由でございますけれども、区が申込情報等を把握し、管理するためには、ふるさと納税サイトサービス運営事業者との外部結合が必要となるためでございます。結合の形態でございますけれども、LGWAN回線を介したイントラネットシステムのLGWAN接続端末と、ふるさと納税サイトサービスの運営事業者のサーバとの結合でございます。結合の開始時期と期間ですが、令和2年8月1日から予定しております。次年度も同様の外部結合を行う予定でございます。

続きまして、情報保護対策につきまして、主なところのご説明をさせていただきたいと思っております。まず、運営上の対策でございますが、こちらの事業者は先ほど申し上げましたように、LGWAN-ASPサービス認定事業者でございますので、ASPガイドライン及びASP基本要綱、こちらを遵守させるということを記載してございます。

それから、システム上の対策でございますけれども、まず、技術面におきましては記載のとおり、2の通信データの暗号による情報漏洩防止、それから3のファイアウォールやウイルス対策ソフトによる不正侵入等の防止、4の標的型攻撃対策など、高度な技術的な対策をしているといったことを記載してございます。

運用面におきましても、6及び次ページの7に書いてありますように、アクセスの制御ですとか、8のログの取得、それから9の接続制限など、安全対策を徹底しているところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。報告事項でございます。「ふるさと

納税サイトサービスの導入に伴うサイト運営等業務の委託について」でございます。保有課、登録業務の名称、委託先、委託に伴い事業者処理させる情報項目、これにつきましては既にご説明したとおりでございます。処理させる情報項目の記録媒体は電磁的媒体でございます。委託理由でございますが、2をご覧くださいければと思います。ふるさと納税サイトサービスにおけるクレジット決済は、クレジットカード会社への与信照会が必要となり、ふるさと納税の代理納付をすることになります。区では寄附金の代理納付をするノウハウや仕組みを有していないため、与信照会及びふるさと納税の代理納付業務を委託する必要があるためでございます。委託の内容は1のトラストバンク、それから2のスルガカード、それぞれ書いてございますけれども、いずれも記載のとおりでございます。

6ページをお開きいただければと思います。委託の開始時期及び期限は、先ほどと同じく令和2年8月1日からでございます。

続きまして、委託に当たりまして区が行う情報保護の対策でございます。こちらの主なところで申し上げたいと思います。3にあります区のホームページ内に手順の流れ、このサイトを利用する方に対して外部の専用サイトにアクセスし、利用規約を確認の上、手順を開始するといった手順の流れ及び取り扱う具体的な情報項目について、しっかりと周知をしまいたいと思っています。それから、4の記載のとおり、利用者が退会した後は、登録されている全ての個人情報削除され、データの復旧はできないことにつきまして事業者既に確認をしているところでございます。その下のシステム上の対策については、記載のとおりでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、先ほどの諮問のところでご説明をさせていただきました内容と重複いたしますので、説明は割愛をさせていただきたいというふうに思います。

参考資料として「ふるさとチョイス」の利用規約、それからプライバシーポリシー、こちらを参考にご覧いただければと思います。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをします。

【会長】 それでは、事務局からセキュリティアドバイザー意見の報告をお願いします。

【区政情報課長】 意見一覧をご覧ください。上から2行目です。2点助言がございました。1つ目、利用規約及びセキュリティポリシーにおいて、個人情報の削除に関する事項が見当たらないため事業者確認すること。2点目、区民等への配慮の観点から、ふるさと納税サイトサービスを利用するに当たって、外部の専用サイトを活用すること及び取得される具体的な個人情報項目、これらについてホームページ等で明記することが望ましいということです。

これを受けまして、先ほど総務課長からも説明がございましたけれども、1つ目、利用者が退会した後は、登録されている全ての個人情報削除され、データの復旧ができないことを事業者を確認をしました。また、上記事項については、ふるさと納税サイト内の退会手続きページに明記されていることを確認したということです。2つ目については、区ホームページ内に手続の流れ及び取り扱う具体的な個人情報項目について明記をするということで回答をいただいております。以上です。

【会 長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問かご意見ございますか。

三雲委員。

【三雲委員】 今回、セキュリティアドバイザーの意見で「外部の専用サイトサービスを活用することと取得される具体的な情報項目について、区のホームページ等で明記すること」とあるのは、本当に大事なことです。区のサイトを見てふるさと納税のことが分かるわけですね。この事業者が会員登録をしなければ寄附ができないのだということが分かったときに、やはり抵抗を感じる方もいらっしゃると思います。そういった方については当然、従前と同じように直接区で、今回の新型コロナウイルス感染症対策寄附金というものに、寄附をしたいという申し出が出てくると思うのです。この辺の対応というのは大丈夫でしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【総務課長】 今回の、この「ふるさとチョイス」のサービスを導入するきっかけが、新型コロナウイルス感染症対策寄附金を新たに創設したといったところが契機でございますけれども、もともと夏目漱石記念施設整備基金や、協働推進基金など、いろいろ寄附先はございますので、そういったものもしっかりご紹介しながら、従来のやり方もできることを説明してまいります。「ふるさとチョイス」という新しいサービスの利用と従来のサービス、両方しっかりと丁寧に説明してまいりたいと思います。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 もう1点、こういった事業者を挟むことによって、当然その事業者にフィーという形でサービスの対価が生じます。この辺はどれぐらい違いが出てくるものなのでしょうか。

【総務課長】 事務手数料は、寄附額に対して変動しますが、大体3%から高いと5.5%ぐらいの幅で、決済手数料がかかります。仮に500万円寄附が集まったと計算しますと、大体24万円ぐらい事務手数料がかかります。さほど大きな経費ではないと認識しております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 今の24万円は大きいと見るのか、小さいと見るのかは、実際に区が直接受けた

場合の事務手数の負担など、難しいところはあると思うのですが、区民の方あるいは外部の方によっては、直接そういった中間フィーをとらずに直接お渡ししたいという、そのあたりのチャンネルについては今後出していただければと思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんか。浦上委員。

【浦上委員】浦上です。委託先にスルガカード株式会社があります。ここは、2年ほど前に不正融資が問題になったスルガ銀行のグループではないかと思うのですが、管理体制がどうなっているかと気になります。そもそも、融資業務、営業業務とは違う、離れたところであればそれほど関係はないと考えることもできるかというのもあるかと思うのですが、その辺の確認をされていれば、教えていただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【総務課長】おっしゃるとおりスルガ銀行系列のカード会社と認識しております。そもそもスルガカードに委託しますのは、与信手続ですとか決済取りまとめというところも、クレジット会社、ハブとなるところで、効率的な業務のため委託をしたいと思っておりましたが、先ほど資料12-1でもご説明させていただきましたとおり、スルガカードの体制も、自身もプライバシーマークを取得している会社でございます。それからPCI DSSといったクレジット会社での国際的なセキュリティ基準をクリアしているところがございますので、そういった意味で安全は確認できているといった認識でございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、外部結合について諮問事項ですので承認、業務委託については報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件はそういうことで終了いたします。

それでは、次に資料13「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の実施に係る児童扶養手当システムの改修等について」であります。説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【子ども家庭課長】子ども家庭課長でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認でございます。今回使います資料は資料13、それと資料13-1の図でございます。参考資料として、参考資料13-1、カラー刷りのA4縦のものでございます。それでは、ご説明をさせていただきます。「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の実施に係る児童扶養手当システムの改修等について」でございます。資料2ページをご覧ください。初めに目的でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、ひとり親の家庭におきましては大きな困難が生じているところがございます。こうした世帯を支援するというのが目的でございます。次に、対象者でございます。基本給付としてこちらは1世帯5万円、第2

子以降1人3万円の給付の対象になりますが、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方と、記載の①から③の方々でございます。また、追加給付5万円の対象が①、②の対象者のうち、収入が大きく減少しているとの申し出があった方でございます。

次に、事業内容でございますが、概要としては、本事業は全国一律で行われるものであり、各区市町村で要綱を定め、ひとり親世帯に給付金を支給するものでございます。事務手続は、上記①の対象者及び②、③の対象となり得る方々に、案内を送付いたしまして、①の対象者につきましては、受給拒否の届出書を提出された以外の方には全て支給し、また②、③の対象者の方、また追加給付の方につきましては、案内書を送付させていただいた方などから申請を受けまして、審査の上、支給を行うものでございます。

システム改修につきましては、本事業は既存の児童扶養手当システムを活用し、対象者の管理を行いますが、臨時・特別的な新規事業であるため事務の効率化、円滑化や二重給付の防止をするため、改修を行うものでございます。

改修内容は、支給対象者の管理機能など、こちら(1)から(4)までの4つの機能の追加でございます。

3ページをご覧ください。対象児童数、スケジュールにつきましては、こちらに記載のとおりでございます。

次に、資料13-1の図をご覧ください。こちら個人情報の流れ図となっております。まず左側のオレンジ色で囲った部分、こちらが先ほど申しましたシステム改修内容となっております。流れといたしましては、左上にあります①、児童育成手当や児童扶養手当システムから抽出した対象者に対しまして、右のほうにあります④の案内文書等を送付いたします。新対象者②、③の方は、流れ図⑤の税情報の使用承諾も含む申請を行います。①の対象者の方につきましては、支給を希望しない場合のみ⑥の届け出を提出していただきます。⑦以降、流れ図に記載のとおり支給希望等を登録いたしまして、給付金を支給していくという流れになってございます。

資料13にお戻りいただきまして、4ページをご覧ください。諮問事項、「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の実施に係る児童手当システムの改修について」でございます。記録されます情報項目欄の2、記録項目につきましては、該当年月日、喪失年月日、受給者氏名、住所、生年月日、支払口座情報、支給実績となっております。一番下の開発等を委託する場合における個人情報保護対策ですが、運用上の対策として、区と委託先の契約数には「特記事項」を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させます。また、

システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用させ、データの持ち出しは行わせません。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は区職員が行い、個人情報を取り扱わせません。また、委託先が当該システム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認したときに実施いたします。

システム上の対策としましては、外部ネットワークから不正接続や内部からの情報漏洩がないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じます。また、ウイルス感染がないようウイルス対策ソフトウェアの購入及び最新のパターンファイルを適用させます。

5ページをご覧ください。OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏洩を防止させます。また、職員がシステムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行います。また、システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティを実施いたします。

6ページをご覧ください。こちらは報告事項でございます。本事業の実施に係るシステム改修業務等の委託事業になります。委託先は株式会社電算でございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目は記載のとおりでございますが、保守業務におきましては、申請者に関わる支援等の情報項目を取り扱う場合がございます。委託理由は、上記委託先は、本システムの開発事業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためでございます。

委託の内容は、システム改修業務と保守業務です。委託に当たり区が行う情報保護対策及び7ページに記載してございます委託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、こちらに記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【会長】 それでは、事務局のほうで、情報セキュリティアドバイザーの意見を申し上げます。

【区政情報課長】 意見一覧をご覧ください。上から3行目です。アドバイザーからは運用上、システム上の対策は十分とられているとのことでした。担当課としましては、システム改修時の実データを使用した検証作業、こちらについては区が行うなどの情報保護対策を徹底いたしますという回答をいただいております。以上です。

【会長】 それでは、本件についてご質問かご意見ありますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】 藤原です。今回のこの改修事業の後に、実際の給付事業は区で直接行うというこ

とを事前にお聞きしました。担当の子ども家庭課としては、このような事業に関して、個人情報観点から、できるだけ部内でやる方がいいと思うのですが、どれくらいの分量を超えた場合、外部に委託し、また、どれくらいの範囲内だったら自前でやるというような基準があるのでしょうか。そこを教えてくださいたいです。

【会 長】分かればお願いしたいと思います。

【子ども家庭課長】特に基準等はありませんが、給付作業につきましてはシステム改修を行って、区が直接、システム及び会計手続などを行います。今回の事業とは違いますが、例えば封入封緘などの作業につきましては、短期間に、児童手当支給対象者への給付事業が、国の事業でございました。その際は2万人以上の対象者の方がいましたので、封入封緘などの作業を委託するといったことはございました。特に記載はありませんが、今回の対象者につきましては、区のほうで封入封緘などの作業を実施してまいります。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、システムの改修については諮問事項ですので承認、業務委託は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は終了といたします。ご苦勞さまでした。

それでは次に、資料62「新宿区外転出者の現地調査業務の委託について」であります。説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【納税推進担当副参事】納税推進担当副参事です。よろしく願いいたします。

まず、資料の確認からさせていただきます。資料62と書かれた資料でございます。それから資料62-1、図がございます。資料は以上になってございます。

それでは、ご説明いたします。資料62の2ページをご覧ください。事業の概要でございます。この事業は新宿区外に転出した滞納者の現在の住所地を訪問し、居住の実態等を把握する業務となっております。新宿区外に居住する滞納者につきましては、電話で連絡がとれない場合、現地調査により居住実態を把握しなければ滞納整理することができません。そこで、法務大臣から許可を得た民間の事業者へ委託をしまして、調査を実施するものでございます。委託事業者が直接雇用する調査員が現地を訪問し、現地で滞納者本人や同居する親族と会えた場合は連絡票を渡し、会えない場合は表札等で本人かどうか確認し、郵便受けに連絡票を投函いたします。委託予定件数等は記載のとおりでございます。

資料62-1の図をご覧ください。図の上のほうでございますが、受託事業者についてです。

事業者の要件といたしましてはプライバシーマーク使用許可証を持っていることと併せて、貸付債権等の管理回収業を行う許可を法務大臣から受けていること及び探偵業務届出証明書を保有していることを要件といたします。現地調査委託業務では、滞納者から区民税を徴収することはございませんし、張り込みや尾行等の業務は行いませんが、滞納者の重要な個人情報を扱う業務であるため、事業者の業務の信頼性、確実性を保障するものとして、事業者が有する要件としたものでございます。

この図で委託業者との情報のやりとりに当たっての個人情報の管理等についてご説明いたします。まず、図の矢印、①と⑦、①の矢印は赤色です。赤色の①と⑦の部分ですが、滞納者のデータのやりとりでございます。使用する媒体はパスワード設定機能のあるUSBです。新宿区及び委託事業者との直接の手渡しにより行います。手渡しの際には管理簿への記名を行いまして、運搬時には鍵のかかるかばんを使用いたします。

次に、この図の受託者の囲み内を②と⑥、データを受け取った事業者の自社内でのデータ管理についてです。委託事業者においては、新宿区から受け取ったデータを自社のパソコンに取り込みますが、パソコン使用時にはID・パスワードの設定により使用者を限定し管理いたします。データをパソコンに取り込んだ後は、鍵のかかる金庫に保管し、委託契約の期間中は原則として執務室からの持ち出しを禁止いたします。

次に、流れ図の黒い矢印③と⑤、事業者と調査員との滞納者情報の授受についてです。個人情報データは調査員が保有するタブレット端末を通して閲覧可能となります。個人情報の郵便番号と各調査員のID番号を紐づけいたしまして、担当地区以外の情報は閲覧できない設定がされます。各対象者について調査結果を入力し、調査完了の指示を入力した時点で、調査員のタブレット端末からの閲覧ができなくなります。なお、調査員の使用するタブレット端末では、データの複写、プリントアウトはできない設定となっております。

次に、流れ図の一番右の黒矢印の④、調査員による現地調査についてです。ここでは調査員はタブレットを使用して現地調査を行いますが、タブレットには三重にパスワードを設定し、情報の閲覧に厳しい制限を設けます。現地での調査は主に本人及び同居する親族との面接、面接できない場合の表札確認、その両方ともできない場合の3つに大別でき、面接できた場合は連絡票の手渡し、表札確認できた場合は連絡票の差し置き、明らかに対象者が居住していないと判断できる場合は、報告書により区に報告をします。最後に流れ図の黒矢印⑧と⑨、業務完了時の個人情報の消去についてです。この時点では委託事業者内のパソコンに取り込んだデータが残っていますが、調査報告書提出後、全てのデータを消去させます。消去後は、個人情報

消去証明書を提出させ、区のほうで処理を確認いたします。

資料62にお戻りください。資料62の3ページをご覧ください。委託に伴い事業者に処理させる情報項目でございますが、委託先に提供する項目は新宿区外居住の滞納者の郵便番号、住所、肩書、氏名でございます。委託先に収集させる項目は居住の有無と現地の外観状況でございます。以下の項目につきましては、図のほうでのご説明と重複になる部分が多くなってございますので、記載のとおりということでご説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】本件について、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】こういった債権回収業者を使ってという話もあるかもしれませんが、こういう情報、つまり郵便番号、住所、肩書全てを提供して、その方の自宅に立って外観等を確認させる。場合によっては面談も行うということを知っていて、非常にその方のプライバシーに、直接立ち入ってくるような事業を行わせることになると思うのです。それを行う方が区の職員であれば分かるのですが、外部の方に行わせるというのは、基本的にしないほうがいいわけです。それを行う資格を持っているとおっしゃっていますが、具体的にこの調査員個人が、資格を持ってやっているのか、あるいは事業者として資格を持っていれば、個々の調査員が誰であろうと構わないのか、そのあたりがよく分からないのです。いずれにしろ、そういった方に任せるとするのは非常にリスク、危険があります。このあたりについての検討は、どのようになっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】ナーバスな個人情報であることは、こちらでも認識をしております。ご説明申し上げたように、この委託事業者につきましては、サービサー（債権回収会社）として法務大臣からの許可を得て、探偵業もきちんと許可をもらっている業者を想定しています。実際は入札で決めることとなりますが、何社か、しっかりした事業者であることは、調査をしているところでございます。こうした資格を持った事業者の調査員でございますが、直接雇用する社員に限定して、調査はやっていただくことを考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】その社員の方というのは、何らかの資格を持ってやっているのか、単純に社員であるということで行っているのでしょうか。

【納税推進担当副参事】社員であるということの確認でやっております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ということは、特に資格は持っていない。要するに職業的な意味でも、秘密を保持することに関して、規律がない方について、民事上の秘密保持義務が会社とは結ばれるのですが、それ以外何も、法の記述がない中で行わせるということになると思います。

こういった方に、滞納があるというかなりセンシティブな情報や、その方がどこにいらっしゃるかを教えて、そこまで訪問させるということをやらせているのも、非常に疑問を持つわけなのです。このことについては、適否についてどういった検討をされたのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】この契約をするに当たって、特記事項も付しておりますように、こちらの個人情報については非常にナーバスな情報なので、委員おっしゃったように、社員の方というところしか確認はいたしません、社員であるということで、私どもとの間の契約をしっかりと遵守されることが担保できるものと考えております。入札参加予定事業者につきましても、しっかりとした事業者であることを確認し、入札参加していただくことを考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】伺いたいのが、3通りの報告が出てくる話を伺いました。1つは面談ができた場合、2つ目は、面談はできずに住んでいることが分かったので、調査票を差し入れる。3つ目がいらっしゃるということが分かった場合です。この3種類の報告をそれぞれ出すときに、報告の種類によって報酬額は変わってくるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】それは変わりません。2ページに予定件数が書いてありますが、件数掛ける単価で契約する予定でございます。特にその報告内容で金額を変えるということはありません。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】一応、事情は分かったのですが、こういった事業者に、こういったことを行わせる。ほかの自治体もやっているからという感覚で、このような情報を流して、実際に訪問までするということについては、大きな問題があるのではないかということ、これは意見として述べておきたいと思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。藤原委員。

【藤原委員】藤原です。三雲委員もおっしゃっていましたが、かなり取扱いに注意を要する情報を扱うことになると思います。そもそもこのサービサーが行っている業務、債権回収業務です。税金を滞納している方は、ほかの一般の金融会社からも滞納していることが多分にあると

思います。説明の中では委託先のパソコンにデータを取り込み、調査員専用のファイルサーバにアップするというようなことで、一応の区別はされているかとは思いますが、新宿区からよそに転居したという情報は、サービスのほかの業務にも大きく役立つ情報です。差し押さえも含め、居住地の確認は最も重要な手続に必要なこととなります。一応専用ファイルサーバを使って、切り分けはしているのかもしれませんが、この情報が本当にこのサービスが行っている別の業務に利用されないことを担保するということは、弱いのではないかと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

【会 長】ご説明をください。

【納税推進担当副参事】特記事項にもございますけれども、目的外利用は禁止されております。この業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的外に利用しないということは、しっかりと約束をさせるものでございます。

【会 長】特記事項に書いてあるぐらいのことは、当たり前のことなのです。ここで議論しているのは、社内に帰って、そのような約束はあるのだけれども、それを実際に実行しているかどうかのチェックをどのようなにするのかを答えていただかないと、この審議会の答えにはなりません。

【納税推進担当副参事】こちらの業務につきましては、一度は立入り調査をするということになっております。その際に実際に他の業務で使用することがないように、きちんとこちらの調査データが各調査員の対象データしか見えない状況か確認いたします。また、業務終了後は、閲覧できないようになる仕様になっておりますので、そこのところを1つ1つ立入り調査の際に確認をし、無許可利用がないかどうかを確認したいと思っております。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうすると、結局、信用するかしないかというレベルになってしまう感じがするのです。今回の委託予定で最大500件、調査期間3カ月程度ということになっていますが、従来、区が自ら行っていたときは、どれくらいの件数を、どれくらいの期間でやっていたのでしょうか。効率の問題としてお聞きしたいのです。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】昨年度は区で4回行い、5つの地域で83名の区外転出滞納者の調査を行いました。平成30年度は3回、53名について、5つの区外地域で行っています。また、平成29年度も3回、55名の方について5つの地域で行っておりますが、やはり職員が行くというところでは限界がございまして、たくさんの調査が行われていたということはないとい

うのが、これまでの実績でございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】今のお話からすれば、餅は餅屋ということなのでしょうが、やはり神経質な取扱いをしなければならない情報ですので、これは避けるべきではないかと意見を申し上げて終わりたいと思います。

【会 長】ほかご質問かご意見ございますか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】お伺いしたいのは、このタブレット端末に関してです。まず、社内サーバにアップされ、それを多分ダウンロードするという形になると思います。このタブレット端末がどれだけ安全なのか、また、どのように運用されているか確認することはなかなか難しいことだと思うのですが、これはどうお考えでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】タブレット端末ですが、実際の確認について、現地調査に一度入るときに確認できると思います。日々の確認というところは確かに実際難しいかと思えます。ただ、こちらの図に記載してございますように、決まりごととしまして対象データを分割し、その分割された内容以外、各担当調査員は見ることはできません。また、担当調査員ごとにID・パスワード認証が必要になっており、データの外部出力、印刷もできない仕様のタブレットとなっております。調査・報告後は、データ閲覧はできなくなります。このような仕様にする事によって、安全性を保っていきたいと考えております。

【伊藤（陽）委員】このネットワークの接続のところというのも、委託先の方からいろいろローカルにも接続されているという認識なのですが、それがまず正しいのか確認したいのですが。外部のネットワークは使用させないものとするということもあるのですが、これが例えばShinjuku Free Wi-Fiみたいなものに、勝手に繋がってしまうことの防止などのところまで対策を考えているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【納税推進担当副参事】こちらの専用回線といいますのは、委託事業者の本部と調査をする地方に持っていくタブレットだけが繋がっており、外部からアクセスできない回線です。具体的にはVPN回線のようなものを想定しており、外部とは一切繋がらないもので実施したいと思っております。

【会 長】木もと委員、どうぞ。

【木もと委員】私も、外部ネットワークのWi-Fiの件も聞きたかったのですが、今のご説

明で結構です。あと1点だけ、お聞きします。調査業務委託は他の自治体も行っており、大きな効果を得ているというお話がありました。どの程度の自治体で行われ、どの程度の実績があるか、分かれば教えてください。

【会 長】説明できればお願いします。

【納税推進担当副参事】特別区では12区で実施しています。調査委託件数の実績は、様々なのですが、多いところで500件、少ないところで数十件という件数になってございます。実際に連絡票を投函した数が、例えばある区で500件委託したところで、投函した連絡票が496件というところもございまして、そういった意味ではかなり連絡がついていると考えております。

【会 長】私からは、1つお願いです。本件では、個人情報の収集という問題があまり意識されていないように感じます。個人情報を取得する場合、条例には、必要かつ最小限度の範囲内で公正かつ適正な機関によって収集しなければならないという規定があるのです。

先ほど、昔、問題になったサラ金業者みたいなことはやらないのだというような発言がありました。それで結構なのですが、問題は報告書なのです。報告書に調査方法、どのような方法で調査したかを書くように指示していただけませんか。その内容を見れば、まさか夜討ち朝駆けしたなどとは書いてこないと思うのですが、調査方法をチェックすることによって、個人情報の収集が適正かどうか判断できるかもしれません。報告書の記載事項として、それを求めていただきたいというのが私の意見です。以上です。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、本件は業務委託ですので、報告事項となります。了承いたしますがよろしゅうございますか。

先ほどの意見は十分反映していただきたい。何か発言がありますか。

【三雲委員】最後にしますが、結局、民間債権回収に、区側から提供した個人情報、収集情報が使われて、本来であればできない債権回収のなされるリスクが生じます。私はこれについては反対です。

【会 長】反対ですね。藤原委員。

【藤原委員】私も同様の意見です。

【会 長】その意見を付して反対2名、ほかの方は賛成ということでよろしゅうございますか。では、結果としては、了承ということで終了いたしますが、反対意見も議事録に記載してください。

それでは、ちょうど4時になりましたので、本日はこれをもって終了いたします。

事務局として、伝えたいことがあればどうぞお願いいたします。

【区政情報課長】ありがとうございます。次回の審議会の日程をお知らせいたします。次回は令和2年9月3日木曜日の午後2時から予定しております。場所につきましては、第2委員会室を予定しております。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、これもちまして本日の会議を全て終了いたします。ご協力いただきましてありがとうございました。残りました議題は次回に回しますので、よろしくお願いいたします。

午後4時00分閉会